

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案要綱



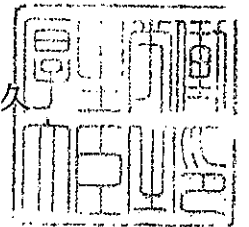
厚生労働省発職 0418 第 3 号

平成 29 年 4 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案
要綱

第一 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（以下「指針」という。）の一部改正

一 題名

指針の題名を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」に改めること。

二 従事すべき業務の内容等の明示及び募集内容の的確な表示

1 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者は、職業安定法（以下この第一において「法」という。）第五条の三第一項の規定に基づき、求職者、募集に応じ

て労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下この第一において「求職者等」という。）に
対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等
」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

2 法第五条の三第一項又は第二項の規定に基づく従事すべき業務の内容等の明示について、次の内容
を追加すること。

(一) 職業紹介事業者等は、法第五条の三第一項又は第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等
を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 労働基準法第三十八条の三第一項の規定により同項第二号に掲げる時間労働したものとみなす
場合又は同法第三十八条の四第一項の規定により同項第三号に掲げる時間労働したものとみなす
場合は、その旨を明示すること。

ロ 一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする
労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外
労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下「固定残業代」という。）

）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このロにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、「固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

ハ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

(二) 職業紹介事業者等は、法第五条の三第一項又は第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。

なお、（一イ及びロに係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

(三) 広告等により労働者の募集を行う者及び募集受託者は、法第四十二条第一項の規定により、当該

募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならないこと。この場合において、募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供させようとするときは、当該募集情報等提供事業を行う者の協力を求めるよう努めるとともに、労働者の募集を行う者及び募集受託者は、募集情報等提供事業を行う者から3(一)の依頼等があったときは、当該情報を適正なものとするよう適切な措置を講ずること。

3 募集情報等提供事業を行う者による労働者の募集に関する情報の提供について、次のとおりすること。

(一) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者又は募集受託者の依頼を受け提供する情報（以下「募集情報」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該募集情報を変更するよう依頼するとともに、労働者の募集を行う者又は募集受託者が当該依頼に応じない場合は当該募集情報を提供しないこととする等、適切に対応すること。

イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報

ロ その内容が法令に違反する募集情報

ハ 実際の従事すべき業務の内容等と相違する内容を含む募集情報

(二) 募集情報等提供事業を行う者は、募集情報が(一)からハまでのいずれかに該当するおそれがある
と認めるときは、労働者の募集を行う者又は募集受託者に対し、当該情報が(一)からハまでのい
れかに該当するかどうか確認すること。

(三) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者又は募集受託者の承諾を得ることなく募
集情報を改変して提供してはならないこと。

4 法第五条の三第三項の規定に基づく従事すべき業務の内容等の変更等に係る明示について、次のと
おりとすること。

(一) 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（以下この第一において「求
人者等」という。）は、法第五条の三第三項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集
に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下この第一において「紹介求職者等」

という。）と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この第一において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（以下この第一において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

(二) 法第五条の三第一項の規定に基づく明示について、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この第一において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

(三) 求人者等は、(一)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。また、その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ 第一項明示と変更内容等を対照することができる書面を交付すること。

ロ 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き

、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

(四) 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに

(一)の明示を行うこと。また、(一)の明示を受けた紹介求職者等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

(五) 第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

(六) 学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条に規定する学校卒業見込者等という。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（2(二)により、従事すべき

業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第五条の三第一項及び(一)の明示が書面により行われるべきであること。

(七) 法第五条の三第一項の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、(一)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

(八) 職業紹介事業者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

5 公共職業安定所が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないものとする。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容にするものとする。

三 職業紹介事業者の責務

1 求職者からの苦情のみならず、求人者からの苦情及びあつせんを行った後の苦情も対象として、迅

速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めるものとする。

2 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項について、次のとおりとすること。

(一) 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から二年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(二) 職業紹介事業者は、返戻金制度（職業安定法施行規則第二十四条の五第一項第二号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。

(三) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十三の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないこと。また、職業紹介事業者は、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならないこと。

3 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要であること。

また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等から判断して、求人者に求職者を、若しくは求職者に求人者をあつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその

一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

(一) 提供される求職者若しくは求人者の情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく当該者の判断により選別又は加工を行うこと。

(二) 当該者から、求職者に対する求人者に関する情報に係る連絡又は求人者に対する求職者に関する情報に係る連絡を行うこと。

(三) 求職者と労働者の募集を行う者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該意思疎通の内容に加工を行うこと。

4 適正な宣伝広告等に関する事項について、次のとおりとすること。

(一) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。

(二) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をして

はならないこと。

- (三) 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

5 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項について、次のとおりとすること。

- (一) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。

- (二) 求人者は、無期雇用就職者を雇用した場合は、可能な限り、当該無期雇用就職者を紹介した職業紹介事業者が行う調査に協力すること。

四 労働者の募集を行う者等の責務

1 労働者の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、

当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めるものとする。

2 募集情報等提供事業を行う者の責務について、次のとおりとすること。

(一) 募集情報等提供事業を行う者は、相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする者並びに労働者の募集を行う者及び募集受託者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

(二) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者となろうとする者の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、指針第四の一を踏まえること。また、募集情報等提供事業を行う者は、指針第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者となろうとする者の個人情報の適正な管理を行うこと。

(三) 募集情報等提供事業を行う者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けてはならないこと。

(四) 募集情報等提供事業を行う者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作

業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報の提供を行ってはならないこと。

五 労働者供給事業者の責務

労働者供給事業者は、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために次に掲げる事項に係る措置を講ずる必要があるものとする。

1 労働者供給事業者は、供給される労働者に対し、供給される労働者でなくなる自由を保障しなければならないこと。

2 労働者供給事業者は、労働組合法第五条第二項各号に掲げる規定を含む労働組合の規約を定め、これを遵守する等、民主的な方法により運営しなければならないこと。

3 労働者供給事業者は、無料で労働者供給事業を行わなければならないこと。

4 労働者供給事業者は、供給される労働者から過度に高額な組合費を徴収してはならないこと。

5 労働者供給事業者は、供給される労働者の就業の状況等を踏まえ、労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続を適切に進めるように管理すること。

6 労働者供給事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る供給

される労働者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正

一 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置について、次の内容を追加すること。

1 募集に当たって遵守すべき事項

(一) 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、募集に応じて労働者になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容等を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

(二) 青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者（以下この第二において「募集者等」という。）は、職業安定法第五条の三第一項又は第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 労働基準法第三十八条の三第一項の規定により同項第二号に掲げる時間労働したものとなす場合又は同法第三十八条の四第一項の規定により同項第三号に掲げる時間労働したものとなす場合は、その旨を明示すること。

ロ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

(三) 募集者等は、職業安定法第五条の三第一項又は第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この第二において「求職者等」という。）と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(二イ及び固定残業代に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

(四) 広告等により青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第四十二条第一項の規定により、当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする青少年に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならないこと。この場合において、募集に関する情報を提供することを業として行う者（以下この第二において「募集情報提供事業者」という。）をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする青少年に提供させようとするときは、当該募集情報提供事業者の協力を求めるよう努めること。

(五) 求人者及び青少年の募集を行う者（以下この第二において「求人者等」という。）は、職業安定法第五条の三第三項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この第二において「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この第二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする青少年に

対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（以下この第二において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

(六) 求人者等は、(五)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。また、その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ 第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ 労働基準法第十五条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

(七) 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに(五)の明示を行うこと。また(五)の明示を受けた紹介求職者等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された

場合には、適切に説明すること。

- (八) 第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

- (九) 学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること(三)により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。)は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、職業安定法第五条の三第一項及び(五)の明示が書面により行われるべきであること。

- (十) 職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、(五)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- (十一) 募集者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内

容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

- (十二) 職業安定法第五条の三第一項から第三項までの規定により従事すべき業務の内容等を明示するに当たって、同条第四項の規定により、書面の交付等により明示しなければならない事項について、次の事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、青少年を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この十二において同じ。）として雇用しようとする者に限る。）を追加すること。

イ 試みの使用期間に関する事項

ロ 青少年を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

ハ 青少年を派遣労働者として雇用しようとする旨

- (十三) 職業安定法第五条の三第一項から第三項までの規定による明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないものとする。

- (十四) 求人者等は、求職者等に対する第一項明示に関する記録を、当該明示に係る職業紹介又は青少

年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならないものとする。

（十五） 青少年の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めるものとする。

（十六） 虚偽の条件を提示して公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人申込みを行った場合は、職業安定法第六十五条第九号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

2 事業主が募集情報提供事業者の就職支援サイトを活用して募集活動を行う場合において、募集情報提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たっては、相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めることに留意すること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 適用期日等

一 適用期日

この告示は、平成三十年一月一日から適用するものとする。

二 その他

関係告示について、所要の規定の整備を行うこと。